

# 下諏訪町家庭介護者慰労金を贈ります

家庭において重度障害者または要介護高齢者を常時介護している方に対して、その労をねぎらい激励するために介護慰労金を贈ります。



【基準日】	令和元年11月1日(金)
【支給額】	6月以上 9月未満 40,000円 9月以上 12月未満 60,000円 12月以上 80,000円

【対象者の要件】 慰労金の支給対象者は、令和元年11月1日において町内に住所を有する方で、基準日前1年間に通算して6月以上要介護者と同居し、要介護者を介護している方。

## 【要介護者の要件】

重度障害者	要介護高齢者
平成31年4月1日現在、65歳未満で (1)身体障害者手帳1級または2級の方 (2)療育手帳A1の方 (3)精神障害者手帳1級または2級の方 (4)上記(1)から(3)と同様の状態と認められる方で日常生活において常時介護を必要とする方	(1)要介護認定において要介護4または5の方 (2)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の方 (3)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上の方 (4)その他町長が特に認めた方

## 【申請及び審査方法】

重度障害者	要介護高齢者
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の申請者の方には、下諏訪町重度障害者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書を送付します。</li> <li>要介護の要件に該当すると思われる方は、担当係へ問い合わせをお願いします。</li> <li>提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象に該当する方は、下諏訪町要介護高齢者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書に必要事項を記入し高齢者係へ提出をお願いします。</li> <li>提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。</li> </ul>

※申請締切は、令和元年11月29日とし、支給は12月下旬を予定しています。

■問い合わせ 下諏訪町健康福祉課 福祉係 電話27-1111 (内線121)  
高齢者係 電話27-1111 (内線124・125)



## 第8回フードドライブしようin下諏訪 FOOD(食べ物)DRIVE(運ぶ・運動)



「フード・ドライブ」とは、支援を必要としている人々や福祉施設・団体に届けるために、家庭で利用されずに眠っている食品を持ち寄る運動です。

7月に行ったフード・ドライブでは、レトルト食品・カップ麺、一般食品や米・飲料など多くの食品が集まり、「下諏訪町社協」や「まいさぼ」「社会福祉事務所」を通じて、今すぐ支援を必要とされているご家庭や「共立SOSネット」、町内外の「こども食堂」や「児童養護施設」にお届けすることができました。

皆様のご協力に感謝いたします。

本当にささやかな活動ではありますが、受け取られる方々の笑顔を励みに、年3回のペースで続けていきます。これからもご協力をよろしくお願いいたします。

◆日時 11月30日(土) 午前10:00～正午

◆場所 下諏訪町高齢者能力活用センター (文化センター北側・商工会議所斜め前)

◆寄付していただきたい食品

- 缶詰・瓶詰 ○カップ麺・インスタント麺・乾麺
- レトルト食品 ○菓子 ○飲料 ○調味料 ○米
- その他、常温保存できるもの

※賞味期限が明記され、期限が1ヶ月以上あるもの

※未開封・包装が破損していないもの

【主催】下諏訪フードドライブの会

問い合わせ080-1022-9013 (増沢)

